

下水道工事の施行に係る費用の負担基準要綱の細目について

(昭和58年6月8日決済)

改正 平,11.4.1

「下水道工事の施行に係る費用の負担基準要綱」別表3における「戸数によりがたいものは計画汚水量をもとに算出する。」の細目を下記のとおり定める。

記

1. 1日最大給水量は「公共下水道の整備に関する開発者負担要綱の運用基準について」の第2条第1号に準じて算出する。
2. 負担金の算出にあたっては、前号により算出した1日最大給水量に次の1m³当り負担金を乗じて算出する。

種 類	1 m ³ 当り負担金
処理場建設負担金	190,000円
汚水管路建設負担金	90,000円

注：この細目は「公共下水道の整備に関する開発者負担要綱の運用基準について」の第2条の算出方法と同一である。